

11月教育委員会会議録

日時：令和元年11月21日 午後2時30分  
場所：山口県教育庁教育委員会室

開 会	午後2時30分
教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和元年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>宮部委員と佐野委員、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号から第6号まで、教育政策課から続けて説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号について御説明します。資料は、6ページの「令和元年度11月補正予算（案）の概要」を御覧ください。</p> <p>教職員給与費について、去る10月16日に実施された人事委員会の勧告を受けまして、給与改定に係る所要の補正を行うものです。</p> <p>給料表や勤勉手当等の引上げが行われた今回の勧告を受けまして、[主な増減要因]の表にありますように、まず、給料については行政職や教育職など関係する各給料表の改定を行い、これに伴い、4,198万6千円の増額を、勤勉手当につきましては支給割合を年間0.1月分引き上げることに伴い、4億8,300万9千円の増額を、また、給料表の改定に伴う共済費等の増として7,849万1千円の増額となっております。</p> <p>以上によりまして、合計で6億348万6千円の増額補正を行うものです。</p> <p>1ページ戻っていただいて、5ページを御覧ください。この結果、補正後の県教委所管の一般会計予算総額は、一番右の下にありますように、1,344億5,206万7千円となります。議案第1号の説明は以上です。</p> <p>続きまして、議案第2号及び3号について説明いたします。資料の10ページをお開きください。</p> <p>「1 改正の趣旨」についてですが、議案第1号と同様、人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例や、一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。</p> <p>「2 改正の概要」についてですが、(1)のとおり、全給料表について、引上げ改定を行うものです。次に(2)の勤勉手当の改定についてですが、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ、0.95月分とするものです。これにより年間支給割合は0.1月分引き上がることとなります。</p> <p>3の「施行期日」についてですが、規則で定める日から施行し、平成31年4月1日から適用することとします。</p> <p>続いて、資料の60ページをお開きください。議案第4号について説明いたします。</p> <p>「1 改正の趣旨」についてですが、先ほど御説明した人事委員会</p>

勧告に基づく一般職員の給与改定を踏まえて、特別職関係の条例を改正しようとするものです。改正の内容は2の(1)のとおり、「期末手当」については、各支給期における支給割合を改定するものです。令和元年度については、12月期の支給割合を1.75月分といたします。令和2年度以降については、6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ1.7月といたします。今回の改正により、令和元年度以降の年間の支給割合は、現行より0.1月分引き上がることとなります。

(2)の「施行期日」についてですが、規則で定める日から施行し、令和元年12月1日より適用します。ただし、期末手当の令和2年度以降の支給割合については、令和2年4月1日から適用することとしています。以上が、議案第2号から第4号の説明です。

続いて、資料の68ページをお開きください。議案第5号及び第6号について説明いたします。

「1 改正の趣旨」についてですが、これまで御説明した人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等を改正しようとするものです。

「2 改正の概要」についてですが、(1)、(2)のとおり、定型的な業務に従事する、パートタイム職員の報酬の上限額及びフルタイム職員の給料の上限額の引上げ改定を行うものです。

「3 施行期日」についてですが、公布の日から施行することとしています。以上が、議案第5号及び第6号の説明です。

以上のとおり、県教委関係の11月補正予算案、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。

日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長

ただいま教育政策課から議案第1号から第6号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

いずれも、給与等の改定に係る条例とのことですので。

中 田 委 員

資料68ページにある2種類の任用職員について。パートタイムとフルタイムで報酬、給料の額が同じになっているのですけれど、このふたつの違いはどこにあるのでしょうか。金額が同じなので、同じような仕事をされているのかと思いますが、いかがでしょうか。

教 職 員 課 長

パートタイムとフルタイムの違いについてですが、フルタイムは常時勤務する職員ということで、1日について7時間45分勤務する者です。パートタイムのほうはいわゆる短時間勤務の職員ということになります。

報酬額についてはその上限をこの条例で定めることになっており、上限の範囲内でそれぞれの勤務時間等に応じた報酬等を支出することになります。

教 育 長	議案第 1 号から第 6 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第 1 号から第 6 号について承認いたします。 続いて、議案第 7 号について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	<p>議案第 7 号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明させていただきます。会議議案の 78 ページをお開きください。</p> <p>これも知事からの意見聴取に対して、「異存なし」として回答した事案について、報告し、承認を求めるものでございます。資料は、78 ページから 83 ページになりますが、資料 81 ページにより説明いたします。</p> <p>「1 改正の趣旨」にございますように、部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準が見直されたことに伴い、手当額の見直しを行うため、当該条例について、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容といたしましては、教員が週休日等に、表の「区分欄」にお示ししております部活動指導業務に従事した場合の手当額について、国の基準額に準じて、現行 4 時間程度 3,600 円を 3 時間程度 2,700 円に改定を行うものです。</p> <p>施行期日につきましては、令和 2 年 1 月 1 日としているところであります。</p> <p>以上で議案第 7 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいま教職員課から議案第 7 号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
教 育 長	議案第 7 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第 7 号を承認いたします。 続いて、議案第 8 号について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。
社会教育・文化財課長	<p>議案第 8 号「文化財の県指定について」御説明いたします。</p> <p>資料は議案集の 84 ページを御覧ください。</p> <p>案件でございますが、山口県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、手(て)鑑(かがみ)「多々良(たたら)の麻佐古(まさご)」を山口県有形文化財に指定しようとするものです。</p> <p>「多々良の麻佐古」の概要につきましては、資料の 87 ページから記載しておりますが、先月の教育委員会会議で御説明し、山口県文化</p>

	<p>財保護審議会に諮問することについて御承認をいただきましたので、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、去る11月12日に開催いたしました第84回山口県文化財保護審議会に諮問いたしましたところ、86ページのとおり指定することが適当であるとの答申をいただいております。</p> <p>つきましては、このたび、本会議におきまして御承認をいただきたいと考えておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま社会教育・文化財課から議案第8号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第8号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第8号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>続いて報告事項に入ります。 報告事項1について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次に、お手元の資料にあります「第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」について説明します。</p> <p>現行の総合戦略が来年3月に終期を迎えることから、その成果や課題を踏まえ、地方創生を次のステージに押し上げるため、令和2年度～令和6年度の5年間の施策の基本的方向等を定めた第2期総合戦略の策定を進めており、昨日開催された「山口県活力創出本部会議」において、素案が示されたところです。</p> <p>第2期総合戦略（素案）については、県の総合計画である「やまぐち維新プラン」をベースとしながら、国が第2期総合戦略の策定に向けた基本方針で示した「Society 5.0」や「人づくり」など、新たな視点も取り入れたところです。</p> <p>県教委関連につきまして、別冊資料の14ページを御覧ください。</p> <p>基本目標に掲げる「やまぐちの次代を担う人材の育成と定着」のうち、「やまぐちの未来を支える人づくりの推進」に関する県教委の取組が主なものとなっております。</p> <p>まず、①「新たな時代の人づくり推進方針に基づく取組の推進」では、ふるさと山口への誇りと愛着を創生する取り組みのほか、教育ICTの推進等、新たな基盤の整備を進めます。</p> <p>②「社会総がかりで子どもたちを育む地域連携教育の推進」では、コミュニティ・スクールを核とした地域連携教育の拡大・充実を図ります。</p> <p>③「知・徳・体の調和のとれた教育の推進と教育環境の充実」では、キャリア教育の充実やインクルーシブ教育システム導入を進めるほか、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応や、子どもたちの元気を創造する取り組みなど、豊かな心・健やかな体の育成に取</p>

	<p>り組むこととしております。</p> <p>なお、重要業績評価指標（A P I）の目標値や具体的な取組等につきましては、国の総合戦略の策定を踏まえ、精査のうえ、最終案でお示しいたします。</p> <p>最後に策定スケジュールについてですが、今後12月に実施するパブリックコメントや、同じく12月に策定される国の第2期総合戦略等を踏まえ、3月下旬を目途に策定・公表されることとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
中 田 委 員	<p>資料90ページに第1期の目標数値が大雑把に書いてありますが、こういうのが具体的に達成できたというようなデータというのはあるのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>基本目標の達成については既に結果が出ているものもございますが、まだ全て揃っておりませんので、そういうものを踏まえて報告することになるかと思えます。</p>
中 田 委 員	<p>これらは、概ね達成出来ているということでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>雇用の基本目標にある目標数値「5年間で若年者1000人程度確保する」は達成可能と聞いておりますが、人材定着にある「転出者・転入者の均衡を図り、令和元年までに転出超過を半減させる」や、少子化の「合計特殊出生率の向上」については達成が難しくなっております。また、地域のところの「元気生活圏づくり推進方針策定」については、既に策定済みでございます。</p>
教 育 長	<p>人口定着させるという目標はあるのですが、思うようにいっていないという現実があります。また目標を考えながら、努力し続けるというかたちになるかと思えます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>「令和2年度教職員人事異動方針」について、お手元の資料92ページのとおり定めましたので、概要について御報告します。</p> <p>この人事異動方針は、令和2年度の人事異動を行うに当たっての県教委の基本方針を示したものであり、昨年度からの大きな変更はありません。</p> <p>まず、前文では、人事異動の基本的な考え方を示しています。</p> <p>教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進</p>

	<p>などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、記の1についてです。</p> <p>専門性や教職員構成等の観点から検討し、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>記の2について、管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有し、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。</p> <p>記の3について、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、計画的な配置を行うこととしています。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置にを行います。</p> <p>最後の4ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していくことを示しています。この方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、この異動方針は、11月末に全ての公立学校の教職員に異動の希望調査票を配付するタイミングに合わせて、周知することとしています。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>異動方針では先生方を適材適所に配置されるということで、安心しております。</p> <p>先日、兵庫県内の学校で教職員間での暴力・いじめがあったことが報道されておりましたが、異常事態がエスカレートしたにもかかわらず、適切な対応がされてなかったり、外部に相談できにくい状態だったといった要因のひとつとして、「神戸方式」という人事異動のルールが話題になりました。山口県においては、そのような環境を作ってしまうような人事ルールはないと思っております。</p>
教 職 員 課 長	<p>山口県の人事異動については、この異動方針に則って県教委で進めてまいります。今、お話にあったようなことはございません。</p>
教 育 長	<p>兵庫県の件は大きく報じられて注目されましたよね。人事異動については、方針に基づいて進めていきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のおりとしします。</p> <p>続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>「令和2年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領」について、御報告いたします。会議資料の93ページから97ページにかけ</p>

	<p>て、公立高等学校及び県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御説明いたします。なお、教育委員の皆様には、本実施要領の冊子もお配りしております。</p> <p>まず、資料93ページを御覧ください。</p> <p>本実施要領は、7月8日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月25日に発表したところでございます。</p> <p>資料93ページ中程にありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集における学力検査は3月5日(木)に国語、数学、英語、社会、理科の順で行います。また、次のページにありますように推薦入学の面接等は2月5日(水)に実施いたします。実施方法については大きな変更はございません。</p> <p>また、次の95ページにありますように、4の下関双葉高等学校特別入学者選抜、5の連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び資料96ページの6の第二次募集については、日程以外に変更はございません。</p> <p>最後に、資料97ページを御覧ください。</p> <p>ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について主な内容をお示ししております。中程にあるように、3月2日(月)に検査を実施いたします。</p> <p>なお、令和2年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月13日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>簡単ではありますが、以上、公立高等学校等入学者選抜実施要領についての報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
中 田 委 員	<p>94ページにある推薦入学について。募集人員が「全ての学科・コースで入学定員の50%に相当する人数以内」というふうに書いてある。実際は学校によって違うかもしれませんが、50%というと相当多くの方が推薦で入るのかなと思います。全ての学校ごとでなくていいので、何%の人が推薦入学しているのかを知りたい。</p>
高校教育課長	<p>教育委員の皆様は予めお配りしている資料冊子には、各学校・学科ごとに推薦入学の募集人員の割合を掲載しております。例えば、山口高校は理数科において推薦入学を行っておりますが、そこでは入学定員の30%を募集人員として設定しております。</p>
中 田 委 員	<p>50%以内ではあるけれども、実際の募集人員はこれより少ないということですね。</p>
高校教育課長	<p>私どもで県内全ての公立高等学校における推薦入学募集人員の割合</p>

<p>教 育 長</p>	<p>の平均を出したことはないのですが、定員の25～30%の設定という学校・学科もありますし、最大値である50%に設定しているところもあるのはあります。例えば、萩商工高校の総合ビジネス科においては、定員の50%を推薦入学募集人員として設定しています。</p> <p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。      続いて、報告事項4について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>10月17日に「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表しましたので、その概要について御説明します。発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。なお、お示ししている本県のデータは、全て国公立の合計になりますので、御留意ください。</p> <p>配付資料99ページを御覧ください。まず、暴力行為です。      山口県における発生件数は691件で、平成29年度に比べ155件増加しました。児童生徒千人当たりの発生件数は4.9件であり、29年度と比べて1.1件増加しています。発生件数の推移、形態別件数は、102ページ資料1にお示ししています。</p> <p>次に、いじめについてです。99ページにお戻りください。      いじめの認知件数は4,116件と、29年度に比べ947件増加しています。認知件数の増加については、26年度の見直し調査以降、いじめを幅広く捉えることとしており、各学校において、児童生徒間トラブルについても、いじめの定義に沿って適切に判断された結果と肯定的に捉えています。校種別では、小学校が2,716件と最も多く、全体の66.0%を占めています。</p> <p>いじめの態様については、全国的に、それぞれの校種で「冷やかashi・からかい等」が最も多く、2番目に多い態様は、小・中学校では「軽くぶつかる・遊ぶふりをして叩く、ける」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」となっています。</p> <p>次に、小・中学校の不登校についてです。100ページを御覧ください。      不登校児童生徒数は、1,505人と、29年度に比べて187人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は14.6人と増加しました。校種別では、小学校は93人の増加、中学校は94人の増加となっています。</p> <p>小学校の不登校の要因について、全国的に、「本人に係る要因」では、「『不安』の傾向がある」と「『無気力』の傾向がある」が多く、「学校・家庭に係る要因」では、「家庭に係る状況」が多く、続いて「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順になっています。中学校の不登校の要因については、全国的に、「本人に係る要因」では、「『無気力』の傾向がある」と「『不安』の傾向がある」が多く、「学校・家庭に係る要因」では、「家庭に係る状況」が多く、続いて、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」の順</p>



	<p>となっています。</p> <p>次に、高等学校の不登校についてです。</p> <p>不登校生徒数は287人と、29年度と同数となっています。出現率は全国的にも低い水準です。</p> <p>要因については、全国的に、「本人に係る要因」では、「『無気力』の傾向がある」と「『不安』の傾向がある」が多く、「学校・家庭に係る要因」では、「学業の不振」が多く、続いて、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「家庭に係る状況」の順となっています。</p> <p>次に、高校中途退学についてです。101ページを御覧ください</p> <p>県内の中途退学者は、550人と、前年度に比べ130人増加となっており、中途退学率は、全国平均とほぼ同じ水準となっています。</p> <p>中途退学の理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適合」となっています。</p> <p>児童生徒の問題行動や不登校等については、全体として全国水準より下回っており、これまで、心の教育の推進、組織的な対応、家庭・地域との連携などの取組を進めてきた成果と考えていますが、継続的に増加傾向にある、小学校の「暴力行為」、小・中学校の「不登校」、「いじめ問題への対応」については、今後も生徒指導上の重点的に取り組むべき課題と捉えています。</p> <p>今後とも、市町教育委員会をはじめ、関係機関との連携・協力の下、研修等による教職員の資質向上や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用した相談体制の充実などにより、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいま学校安全・体育課から報告事項4について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
中 田 委 員	<p>不登校について。小・中・高とそれぞれ要因の説明がありましたけど、こういうふうにならなくなった子どもたちが、学校に来なくても学校を卒業する基準とありますか、学校以外で勉強したことを考慮して卒業を認めるという仕組みはあるのでしょうか。</p>
義務教育課長	<p>学校の卒業に関して、県教委においては単位制や出席日数といった規定はございません。例えば、適応指導教室に通っている子どもがいて、その子どもが在籍する学校の校長が、適応指導教室での日数を子どもの出席日数としてカウントすることがありますし、日ごろ、担任と子どもの間で課題を出してそれに答えていく、というかたちも含めて、総合的に卒業を認定するということが行われております。</p>
中 田 委 員	<p>今の話のように、小学校で不登校になっても、学校以外で勉強して卒業できるのが理想ですけど、そうはいかない子どもも少なからずおられると思います。皆さん、小学校から中学校へ進学できるのでしょうか。</p>

義務教育課長	制度上は、今おっしゃられたような原級留置、いわゆる留年の実施も可能ではあるのですが、県内でそれを実施しているというようなことは把握しておりません。
教 育 長	実態として県内では皆、小学校を卒業できているということです。
佐 野 委 員	いじめの件数については、いじめを広く認知していくということで、その件数が増えているのではないかという感じもしますが、暴力行為の発生件数が増えていることに関しては、その要因として何が挙げられるのでしょうか。
学校安全・体育課長	暴力行為については、繰り返し行為に及ぶケースもありますし、些細なことでカッとなって暴力をするケースもあります。聞いたところによると、例えば「ランドセルを蹴った」というような、従来ではいわゆるトラブルと捉えていたことを、暴力行為として数えたことがあったそうです。このように教員がきめ細かに子どもたちを把握する中で、暴力行為と捉えて挙げていくこともあるかと思います。
教 育 長	それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。
教 育 長	続いて、協議事項に入ります。 協議事項1について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。
社会教育・文化財課長	それでは、「山口県文化財保存活用大綱」の素案について、御説明いたします。 資料は別冊で全体板をお配りしておりますが、本日はお手元の議案資料の106ページからの概要版で、御説明させていただきます。 まず、「策定の背景と目的」ですが、少子・高齢化や過疎化の進行等によりまして、文化財を守り伝えてきたコミュニティの低下や継承者不足が顕在化するなど、文化財を取り巻く環境は厳しさを増しています。 こうした中、文化財をまちづくり等に生かしつつ、文化財の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財の保存活用を進めていくことを目的に文化財保護法が改正され、この改正で、都道府県は文化財の保存・活用を計画的に進めていくための基本的な方針となる大綱を策定できることが、制度化されました。 このため本県におきましても、県内全ての市町や文化財の所有者等が、相互に矛盾なく、同じ方針のもとで保存・活用に取り組む共通の基盤となるよう、大綱を策定することとしたものです。 次に「大綱の位置付け」ですが、先ほど申しました文化財保護法に基づく、本県の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱であり、本県の総合計画であります「やまぐち維新プラン」や「山口県教育振興基本計画」における文化財分野の個別指針となるものです。 それでは、内容につきまして順次、御説明いたします。 まず、「第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針」です

が、1の「山口県の概要」では、本県の地勢や自然、歴史・文化等の特徴について、2の「山口県の文化財の概要」では、国や県、市町の指定状況等について記載しております。

3では、そうした現状等を背景に、「文化財の保存・活用に関する課題」として、調査が十分でない分野の文化財や、指定は行っていないが価値の高い文化財があること、修理等の際の経費負担が課題で修理が滞り、劣化が進行し修理費が増大するという悪循環が起きているものがあること、継承者不足等により管理や行事の実施が困難になっているものがあること、などを課題としております。

その上で、4に「目指すべき方向性・将来像」を設定しており、「目指すべき方向性」を「県民一人ひとりが、文化財の重要性や可能性を理解し、文化財の継承者、伝承者、支援者として、主体的に守り伝えていく地域社会を目指す」、「文化財の魅力を最大限に発揮し、それにより生まれる社会的・経済的価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存はもとより、新たな文化創造へと還元される好循環の創出を目指す」とし、「目指すべき将来像」を「地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ地域の伝統・文化を醸成していく」としています。

次に5では、この将来像の実現に向けての「文化財の保存・活用の方針」として、文化財の幅広い掘り起しや指定等による保護、適時適切な保存・修理等による価値の維持、文化財の価値の理解促進と身近なものに感じられる環境づくりを方針としています。

次に、第2章の「文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」ですが、1の「文化財の調査・研究、指定等」では、未指定文化財の全県的な調査の実施など、2の「文化財の修理・整備への支援」では、中・長期的な修理・整備計画の把握やボランティア団体等との連携促進など、3の「文化財継承の担い手の確保」では、ヘリテージマネージャー等の専門家の育成促進など、4の「教育・人材育成」では、授業や課外活動での文化財を活用した学習機会の促進など、5の「効果的な情報発信」では、ホームページ等による情報発信の強化や先端技術を利用した公開活用の促進など、6の「地域活性化につながる効果的な活用」では、関係自治体と連携した広域的な活用促進など、に取り組むこととしています。

次の第3章の「市町への支援の方針」ですが、全ての市町で、地域の歴史や文化的特徴等を生かした保存・活用に係る取組が進むよう、事務的、技術的な助言・支援や情報提供、市町の地域計画の作成に向けた各種支援、建築基準法の適用除外等を受ける際の建築部局との連携など、に取り組むこととしています。

次に、第4章の「防災・災害発生時の対応」ですが、防犯、防火、防災の体制づくりのため、地域や警察、消防等との連携強化や、防犯・防火設備の整備等の促進、文化財が被災しないための事前の保全対策の促進など、に取り組むこととしています。

最後の「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」では、文化振興や観光等の関係部門と連携のほか、市町や民間団体と連携して、より広い視点から文化財の保護・活用を推進すること、今後の体制整備の方針として、職員の専門性の向上や民間団体の育成等に取り組むこと

	<p>としています。</p> <p>なお、今後のスケジュールですが、本日の協議を踏まえ、必要な修正等を行い、パブリックコメントを行った後、来年2月の教育委員会会議で最終案について御協議いただく予定です。</p> <p>以上、御協議の程、よろしくお願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、社会教育・文化財課から協議事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
宮 部 委 員	<p>大綱そのもの関係ないと思う質問を伺います。先日、沖縄の首里城が焼失しましたが、そのような火事が起きた時、スプリンクラーが出るようになっていたと聞きますが、それが全ての文化財には設置されていないらしい。文化財において、人工物の設置の可否について何かルールはあるのでしょうか。山口県の文化財の中にも木造建築はいっぱいあると思います。</p>
社会教育・文化財課長	<p>御存じの通り、文化財のうち建築物については、全国的にも木造建築が圧倒的に多いです。建築基準法や消防法の関係もあって、スプリンクラーの設置などいろいろな火災対策があるのですが、消防法で決められた分以上の対策をやろうとなると、文化財の価値そのものを変えてしまうので、文化庁に許可を取らなくてはなりません。その辺は状況に応じてということになりますね。</p>
宮 部 委 員	<p>文化財を火災からは100%守りきれないということですね。</p>
穎 原 委 員	<p>文化財の活性化について。地域の文化財を観光振興等に活用することもあると思うのですが、外国からの旅行者は日本人が目を向けられないような物事にも関心を持つことが多いと聞きます。それらを調査し、もし付加価値があるような文化財があれば、音声ガイドや解説文などで多言語に対応できるようにするほか、文化財を活用したエクスカッションといったものも検討していただければと思います。</p>
社会教育・文化財課長	<p>今おっしゃられたことについて、文化庁もいろんな補助制度・支援制度を設けており、県教委としては各市町にそれらの制度を提案しております。多言語化対応や、ARやVRなどの最先端技術の導入を進めていくことで、分かりにくい文化財の説明を分かりやすくするための取組をする方針です。</p>
佐 野 委 員	<p>私も首里城の火災のニュースを見て、あれだけの建物が一瞬で燃えてしまったことに、大変驚きました。文化財に指定されるような歴史的背景がある建物は防災対策も難しいと思うのですが、なくなってしまうとどうしようもない。そういう意味では防災対策は大切だと感じます。文化財の利活用となると相反する部分もあると思いますが、多くの人々に見てもらおうことで、必要な手当てがされるようになり、より大切にされるのではないかと思います。</p> <p>ここからは穎原委員の話に関係するのですが、県庁の近くにある瑠</p>

<p>教 育 長</p>	<p>璃光寺五重塔のように、見ただけで納得するような文化財も存在するものの、その背景や知識などのちゃんとした解説があって、初めて文化財の凄さを理解できるということは大切だと思います。</p> <p>文化財って格式が高く、若者などが入りにくい部分がある。そういう人への関心を高めるため、文化財をデザインやマークの題材にしたり、擬人化、或いはマスコットキャラ化させたりして、文化財について気軽に触れてもらうことから入り、実物を見て、その解説を読むことで奥深さを理解する、ということができないでしょうか。</p> <p>それと、外国からの観光客が増加している中で多言語化した解説も増えてくると思いますが、現状は日本語での解説も格式が高く、難しい文章が多いように思います。そこに子どもでも分かりやすい表現の文章を併記すれば、より目にしてもらえそうです。</p> <p>いろいろと御提案がありましたけど、いかがでしょうか。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>大変貴重な御意見をありがとうございました。おっしゃられたことにはごもっともなところもございます。実は大綱の中で少し触れていますが、文化財について理解できていないことによる弊害が起きている。なので、文化財が持つ価値がどういうものかをしっかり理解することは非常に肝要です。文化財の理解促進や活用のため、今おっしゃられたような分かりやすい表現の仕方に取り組んでいかなければいけないと思います。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>「目指すべき方向性・将来像」のところで「県民一人ひとりが、文化財の重要性や可能性を理解し～」と書かれているが、“県民一人ひとり”となるとなかなかハードな目標。それを実現するには、小さな頃から文化財に触れる必要がある。以前もお話したでしょうが、小学校の授業で文化財に触れる機会を設けたり、学校の担任がせめて自分の市町や校区にあるものだけでも文化財についてちゃんと理解するようにしたりというのは大切だと思います。</p> <p>ここからは持論になりますが、今の教育にはプログラミングなどが取り入れられているのですが、個人的にはそちらよりもまず、山口の文化についてもっと学んでほしいと思います。プログラミングなどは勝手にどんどん覚えていく部分もあると思います。もちろん、それについて教えてもらわなければいけない部分もあるし、学習指導要領も変えられないのですが、やはり自分の住む地区の文化について、自分の足で行って、自分の目で確かめて、それぞれの考えを他人に話すことができる内容の授業をしていただければと思います。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございました。幼いころからの理解ということで、現在、コミュニティ・スクールを活用して校区内にどのような文化財があるのか、そしてそれが地域の人たちによってどのように守られているのか、ということについて学ぶ機会が増えていると思います。また、教職員の文化財についての理解も大変重要です。こちらは市町教育委員会が中心となっている場合が多いですが、他の地域から新しく着任した教員に、その市町にある文化財などについての研修</p>

	をさせる例もあります。
佐野委員	策定後、大綱についてどこかで配布などをするのでしょうか。というのもこの大綱を読むなかで、山口県についてここまでまとめ上げているものはあまり目にしたことなく、面白いなと思います。
教育長	特に前半の歴史についての記載がそうですね。
社会教育・文化財課長	大綱の策定後の配布について、具体的なことは未定ですが、出来るだけ皆さんの目に届くようなかたちで配布していきたいと思います。県教委のホームページでの掲載も考えております。
教育長	大綱の策定後、しっかり活用していただければと思います。 それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の会議につきましては、令和元年12月19日（木）14時30分の予定です。